

社会福祉法人 東 翔 会
指定短期入所生活介護事業所、介護予防短期入所生活介護事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人東翔会が開設する介護老人福祉施設に併設する指定短期入所生活介護事業及び介護予防短期入所生活介護事業所（以下「事業」という）の管理運営に関する事項を定め、効果的な事業運営と利用者に対する適正なサービスを確保することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の従業者は、利用者が要介護状態になった場合においても、可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行う。
- 2 事業の運営にあたっては、地域との結びつきを重視し、関係行政、居宅介護支援事業者、その他の居宅サービス事業者、保健、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

名 称 特別養護老人ホーム サンフレンズ
所在地 福岡県大牟田市沖田町5 1 0 番地

(利用定員)

第4条 事業の利用定員は20名とする。

(定員の遵守)

第5条 事業者は利用定員及び居室の定員を超えて入所させてはならないものとする。ただし、本体施設である介護老人福祉施設に空床が生じ、かつ、災害その他やむを得ない事情がある場合はこの限りではない。

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- (1) 施設長（管理者） 1名
事業所の運営管理、従事者の管理及び業務管理に関すること。
- (2) 生活相談員 1名以上
利用者の相談援助、生活指導に関すること。
- (3) 介護支援専門員 1名以上
利用者のサービス計画に関すること。

- (4) 看護職員 2名以上 介護職員 15名以上

利用者の健康管理、保健衛生、日常生活援助に関すること。

- (5) 医師 1名以上

利用者の健康状態を把握、健康管理の指導に関すること。

- (6) 管理栄養士 1名以上

利用者の栄養管理、栄養指導、栄養マネジメントに関すること。

- (7) 機能訓練指導員 1名以上

利用者の機能訓練指導に関すること。

- (8) 調理員 必要数

調理業務に関すること。

- (9) 事務 1名以上

2 前項に定めるもののほか、必要に応じその他職員を置くことができる。

(内容及び手続きの説明及び同意)

第7条 短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護事業所の提供に際しては、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供開始について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

(短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス計画の作成)

第8条 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービス計画に関する業務を担当する介護支援専門員(「計画担当介護支援専門員」という)は利用期間の当該サービス計画の作成にあたっては、適切な方法により利用者についてその有する能力、そのおかれている環境等の評価を通して利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。

- 2 計画担当介護支援専門員は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対するサービスの提供に当たる他の職員と協議の上、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの目標及びその達成時期、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの内容、短期入所生活介護サービス及び介護予防短期入所生活介護を提供する上で留意すべき事項等を記載したサービス計画の原案を作成するものとする。

- 3 計画担当介護支援専門員は、サービス計画の原案について、利用者に対して説明し、同意を得るものとする。

- 4 計画担当介護支援専門員は、サービス計画の作成後においても、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たる他の職員との連絡を継続的に行うことにより、サービス計画の実施状況の把握を行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じてサービス計画の変更を行うもの

とする。

- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定するサービス計画の変更について準用する。

(サービスの取扱方針)

第9条 利用者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。

- 2 短期入所生活介護サービスの提供は、サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 従業者は、短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 5 事業所は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(介護)

第10条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。

- 2 事業所は、1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させるものとする。ただし、医師の指示により入浴させることができない場合は、身体の清拭を行うものとする。
- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、適切に取り替えるものとする。
- 5 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、離床、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 6 事業所は、利用者に対し、その負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第11条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。食事の時間は、朝 8時、昼 12時、夕 5時とする。

- 2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して、可能な限り、離床して食堂で行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第 12 条 事業所は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第 13 条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

(機能訓練)

第 14 条 事業所は、利用者に対し、その心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行うものとする。

(健康管理)

第 15 条 医師又は看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

2 医師は、その行った健康管理に関し、利用者の健康手帳に必要な事項を記載するものとする。

(衛生管理等)

第 16 条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(協力医療機関)

第 17 条 協力医療機関は、次のとおりとする。

協力医療機関

大牟田天領病院

山下歯科医院

(通常の送迎の実施地域)

第 18 条 通常の送迎の実施地域は、大牟田市、荒尾市、南関町、みやま市の区域とする。

(利用料等の受領)

第 19 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する短期入所生活介護サービスを提供した際には、利用者から別表 1 に掲げる利用料の一部及び食事の負担額の支払いを受けるものとする。

ただし、利用者が利用料等の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払いを受けるものとする。

- 2 事業所は、前項に定めるもののほか、別表 2 に掲げるその他費用の支払いを受けることができる。
- 3 事業所は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第 20 条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した事業所サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

(留意事項)

第 21 条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指導に従い、利用者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るよう努めること。
- (2) 事業所及び居室の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (3) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- (4) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災防止に協力すること。
 - ア 喫煙は、所定の場所で行うこと。
 - イ 発火の恐れのある物品は、事業所内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災防止上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。
- (5) 飲酒は、施設長が定めた時間と場所で行うこと。

(面 会)

第 22 条 利用者に面会しようとする外来者は、続柄、用件等を施設長に申し出て、その注意事項に従い、面会しなければならない。

(健康保持)

第 23 条 利用者は、努めて健康に留意し、特別な事由がない限り、事業所で行う健康診断、医療を受けなければならない。

(非常災害対策)

第 24 条 施設は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこととする。

2 施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(掲 示)

第 25 条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第 26 条 事業所の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(苦情処理)

第 27 条 事業所は、その提供した短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決責任者、苦情受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

2 事業所は、その提供した事業所サービスに関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、その提供した事業所サービスに関する利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会

から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(虐待の防止)

第 28 条 施設は、虐待の発生またはその再発を防止するため措置を講じるものとする。

- 2 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- 3 施設における虐待防止のための指針を整備するものとする。
- 4 施設において、介護職員その他の職員に対し虐待防止のための研修を定期的実施するものとする。
- 5 前 3 号に挙げる措置を適切に実施するための担当者を置くものとする。
- 6 虐待等が発生した場合は速やかに市町村等へ報告を行うこととする。

(身体拘束廃止の取組)

第 29 条 施設は、入所者の人権、及び尊厳を尊重し、これ等の人に対して精神的、身体的自由を束縛する事を禁止するために身体拘束廃止委員会を設置する。

- 2 施設サービスに当たっては、入所者及び利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者等の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 3 前項の身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者等の心身の状況、拘束する理由等を身体拘束廃止委員会に報告し承認を受けなければならない。
- 4 緊急やむを得ない事情がある場合は、前第 3 項の規定にかかわらず委員長、副委員長で協議し身体拘束等について協議し決定するものとする。その結果については、できる限り早い時期に身体拘束廃止委員会に報告し追認を得なければならない。
- 5 身体拘束廃止委員会での主な審議事項及び身体拘束決定の理由等については、記録保存しなければならない。
- 6 施設は、入所者等に対しやむを得ず身体拘束等を行う、或いは行った場合は速やかにその家族等に拘束に至った状況、及びその内容、理由等について報告するものとする。

(生産性の向上)

第 30 条 施設は、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を設置することとする。

(地域との連携)

第 31 条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第 32 条 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの提供により事業所の責めに帰すべき賠償事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第 33 条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしに短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護サービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(業務継続計画の策定等)

第 34 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下、「業務継続計画」という）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業所は、短期入所生活介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第 35 条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後 1 ヶ月以内
- (2) 継続研修 年 2 回

2 事業所は、指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護に関する記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。

3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人東翔会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(補 則)

第 36 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この規程は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 27 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規定は、平成 31 年 3 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 1 年 7 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 3 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。

この規定は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 5 月 9 日から一部改正、施行する。

別表 1 (第 19 条関係)

短期入所生活介護 ※滞在費について () 内は従来型個室の料金となります。

要介護区分	介護費用	機能訓練体制加算	看護体制加算【Ⅰ】	看護体制加算【Ⅱ】	サービス提供強化加算【Ⅱ】	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)
要介護 1	603 円	12 円	4 円	8 円	18 円	10 円 (月)
要介護 2	672 円					
要介護 3	745 円					
要介護 4	815 円					
要介護 5	884 円					

介護予防短期入所生活介護

要介護区分	介護費用	機能訓練体制加算	サービス提供強化加算【Ⅱ】	生産性向上推進体制加算(Ⅱ)
要支援 1	451 円	12 円	18 円	10 円 (月)
要支援 2	561 円			

食費・滞在費 ※滞在費について () 内は従来型個室の料金となります。

食費	滞在費
朝食 450 円 昼食 580 円 夕食 570 円	915 円 (1231 円)

別表 2 (第 19 条関係) その他の費用

理・美容代	実費 (1000 円)
特別な行事に関わる費用	実費
ドライクリーニング	実費 (100～500 円)

※機能訓練体制加算…機能訓練指導員の職務に従事する常勤の理学療法士を 1 名以上配置していることでの加算。

※看護体制加算 (Ⅰ) …常勤の看護師を配置していることでの加算。

※看護体制加算 (Ⅱ) …看護職員を 1 名以上配置しており、看護職員による 24 時間の連絡体制を確保していることでの加算。

※サービス提供体制強化加算 (Ⅱ) …介護職員のうち介護福祉士の占める割合が 60%以上配置していることでの加算。

※送迎加算 (必要時のみ算定)

※介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）…上記費用を算定した額（加算・減算を含む）の 14%別途請求。